

平成23年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年12月22日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (1名)

4番 吉野俊明

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	環境産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也

教委総務課長 西川 肇 生涯学習課長 佃 田 眞 規  
上下水道部長 谷口 裕 司 上下水道課長 清 水 孝 悦  
上下水道課長 上 田 俊 雄

---

## 1、議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議案第 48 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 2. 発議第 9 号 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成 24 年度以降も継続することを求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 10 号 政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書について

---

## 1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

よってこれより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、紀委員長。

○建設水道常任委員会委員長（紀 良治君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。開会中の建設水道常任委員会は、去る12月13日、出席委員5名のもと開催されました。その概要について報告いたします。

はじめに、1、付議議案について、（1）議案第45号 平成23年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より、斑鳩町公共下水道事業第15処理分区岡本汚水幹線2工区工事の入札を、去る11月15日に郵便による制限付一般競争入札を行ったところ、契約対象となる応札額が低入札調査基準価格を下回り、応札者より資料提出を受けて事情聴取及び関係機関への照会等の調査を実施した結果、当該応札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められることから、株式会社竹中土木奈良営業所と5億6,175万円、落札率72.8%の工事請負契約の締結をするとの説明がありました。これに対して委員より低入札基準価格・積算基準について、また、労務費について、通学路の安全確保について質疑があり一定の答弁がなされました。議案第45号については、当委員会として満場一致で可決いたしました。

次に、（2）議案第46号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてと、（3）議案第47号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてを一括議題とし、理事者より、斑鳩町と三郷町の行政区域界に設置された、それぞれの公共下水道施設を相互に有効利用するものであると説明がありました。これに対して委員より、三郷町との工事時期の摺合せについて質疑があり一定の答弁がなされました。議案第46号、議案第47号については当委員会として満場一致で可決しました。

次に、（4）陳情第6号 要望書についてを議題とし、事務局より概要説明があり、理事者より、平成22年度の斑鳩町商工会収支決算書等を整理したもの及び近隣市町村

の商工会補助金一覧表の説明を受けました。委員皆さまの意見としては、補助金の増額については認められないというご意見で、陳情第6号については不採択と決しました。

次に、2、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業についてを、議題とし、理事者より、下水道工事進捗状況と公共下水道接続申請状況について説明がありました。その内容は、龍田西6丁目・稲葉車瀬地内では、舗装復旧工事が完了し、その他の各路線についても順調に工事を進めている。次に、接続申請状況では、平成23年11月末現在の申請受付け総数は2,429件、利用世帯数は2,717世帯で、接続率は62.6%であるとの説明がありました。これに対して、委員より、雨水貯留施設についての質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者より、いかるがパークウェイの進捗状況では、稲葉車瀬区間において、白山神社付近の道路改良工事については、12月1日から工事が実施されている。また三室交差点までの間の道路計画については、サンドミール自治会長に計画案の説明を行ったこと。次に、法隆寺線整備事業では引き続き、ご協力いただけるよう用地交渉を進めていると説明がありました。これに対して、委員より岩瀬橋付近の放置自動車と岩瀬橋までの完成時期について質疑があり、一定の答弁がされました。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったというところで終わりました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より、報告がありました。これに対して委員より質疑はありませんでした。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったというところで終わりました。

次に、3.各課報告事項についてを議題とし、(1)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、理事者より国道25号龍田大橋前後の歩道設置事業についての進捗状況について、また、竜田大橋バス停からイオンショッピングセンターまで延伸して整備されることについて説明があり、これに対して委員より歩道設置事業の今後の見通しについて質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、(2)斑鳩市の開催について、理事者より斑鳩市の開催日は、平成24年2月18日(土)・19日(日)で、斑鳩町法隆寺観光自動車駐車場で行うことの報告を受けました。

各課報告事項については以上のように報告を受け、次に、その他について、各委員より質疑、ご意見をお聞きしたところ、産業フェスティバルについて、また、桜池の堤防

の道路拡張について、米寿橋付近の道路舗装について、上水道工事の入札についてなど、質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会の審議の概要です。詳細につきましては会議録をご覧ください。以上をもちまして、委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。去る12月14日全委員出席のもと厚生常任委員会を開き、本会議より付託を受けた議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、付託議案について、陳情第7号「介護職員処遇改善交付金の継続」を求める意見書採択を求める要請書についてを議題としました。介護職員の処遇改善を図るため、平成21年度に設立されました介護職員処遇改善交付金がこの平成23年をもって終了することから、24年度以降も継続を求める意見書を国に提出してもらいたいという要請があるとの説明を受けました。委員より利用料、介護報酬の変更、利用者の負担、法律改正の必要性について質問がありました。理事者より、利用料、介護報酬の変更は、事業計画、介護保険料に影響してきますので、現段階で決まっていないのは、はがゆいところであるとのこと。介護報酬改定に関する審査報告で、45分での区分を基本として見直され、利用者の心身状況、生活環境を踏まえて、適切なアセスメント、ケアマネジメントに基づいて、必要なサービスが提供されるよう配慮する、というなお書きが書かれていますとのこと。法律改正の必要性は省令改正で行われるものと考えている。委員より医療の報酬と働く人との環境が大切であり、この制度を継続するべきものと考え賛成しますとのこと。委員より、報酬について、県内の事業者の方がどのような処遇を受けておられるのか実際問題として状況をお聞かせください、との質問があり、理事者より賃金形態には、事業所の体制、施設の維持管理費及び経費の関係もあり、働いておられる方の家庭事情もございまして個々それぞれ違いますので、一概には言えません、それらのデータについては調査しておりませんとのこと。

委員より、看護師の処遇改善を国に要望してほしい、との意見がありました。

意見を終結し、陳情第7号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。当委員会の発議をもって意見書を提出したいと思います。

続きまして、次に、各課報告事項について、国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、平日来庁できない方のために、夜間または休日に納税相談窓口を開設いたしますとの説明・報告がされました。

次に、その他について、委員より子育てシステムについて斑鳩町のこれからの考え方について、各種納税の滞納の差し押さえについて、ポリオワクチンの不活性ワクチンの導入について、年末年始のごみの収集の場所と渋滞について、将来の幼稚園、保育所の受け入れ体制について質疑され、理事者より一定の答弁がされました。

以上、厚生常任委員会委員会の審査内容についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。本定例会初日に、本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月15日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります、議案第36号 斑鳩町暴力団排除条例についてを議題とし、理事者より、暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等、活動を活発化させており、このようななか、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるべく、住民や事業者、そして町との連携を一層強化し、社会が一体となった取り組みを充実させ、暴力団の排除を推進するためこの条例を制定するものであると、議案書末尾の条例の要旨をもって説明がありました。

委員より暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方の対応についてや、祭りなどで露天商の中に暴力団関係の方がおられた場合の対応についての質疑があり、理事者から一定の答弁がなされた後、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、理事者より、暴力団排除条例に規定する施策のひとつに、町の

施設からの暴力団の排除が定められており、当該規定により、町が設置する公の施設のうち、町長もしくは教育委員会が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設について、当該条例の規定整備を行うものであるとの説明がなされました。委員より一定の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされた後、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、障害者自立支援法の一部改正に伴う、改正前の障害者自立支援法の条文を引用している本条例の条文整理を行うものとの説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より斑鳩町文化財センターの運営については、第2回目の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」を11月3日から11月29日に開催し、その間の入館者数は2,493人で前年度の「斑鳩の古墳展」より668人の増であり、また11月28日に開催された斑鳩町文化財活用センター運営委員会では、来年度の展示会は、春季企画展として「弥生時代の斑鳩のようす」、夏季企画展では「江戸時代の法隆寺村西里の大工棟梁・安田家」、秋季特別展では「国宝藤ノ木古墳の馬具一奈良県内古墳出土の馬具展」を、そして冬季企画展では、小田原市交流記念展として「戦国時代の小田原と斑鳩」というような案について協議がなされたとの報告を受けました。また、史跡中宮寺跡整備検討委員会の開催は12月の開催で調整を行ったが、各委員の日程が調整できなかったため、1月23日に開催することになったとの報告がなされました。委員から、斑鳩町文化財センターの入館者からいただいた、アンケート調査の結果に対する質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項として斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者より東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の町民税への適用について町税条例を改正す

るものであり、6月に同様の町税条例改正に伴うもので、現時点で本町の特例適用件数はないこと。また、最終日に追加上程したいとの報告があり、委員より6月の町税条例との違いについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、神奈川県小田原市との都市間交流に関する協定について、理事者より、小田原市と協議を進めてきた結果、協定に関する基本的な合意が整い、両市町の歴史的・文化的資産を活用した文化交流を展開するための都市間交流に関する協定を、町政65周年を迎える平成24年2月11日に当町において調印式を予定しており、その準備を進めているとの説明がなされました。

他に、理事者より、町立幼稚園の保育料を現在の6,100円に来年度も据え置くことや町立幼稚園の教諭の採用試験の実施について報告があり、委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、職員採用試験の結果について理事者より、12月3日に最終の試験を行い、一般事務職で6名、保健師で1名、保育士で4名、司書で1名、合計で12名を採用するとの報告がありました。

また、その他の質疑にて委員より、臨時職員さんが集まりにくいのは賃金が安いからではないのか、また、臨時職員の募集時の採用試験について、質疑があり、理事者から、一定の答弁がなされました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○予算決算常任委員長（里川宜志子君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。去る、12月16日（金）に5名の委員の出席のもと、委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、本会議からの付託議案の（1）議案第40号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、企画財政課長から議案書に基づき説明を受けました。続いて、委員から質疑・意見をお受けしたところ、ひとつ目として障がいをお持ちの方が高齢化してくることで、各事業の増加などがあるか、また、今後の動向などの

見解について、ふたつ目として、老人憩の家の改修や備品購入については、カラオケの機械がかなり古いシステムのものなので、お年寄りには使いにくく管理も大変なことから、改善が必要ではないか。3つとして、消費者相談で、新設するインターネットのLANの内容と設置場所について、4つとして、債務負担行為補正が追加されている内容について、委託するに至った経緯、金額の設定根拠などの質疑・意見があり、一定の答弁が行われたのちに、本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第41号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題としました。国保医療課長から、議案書に基づき、補正する内容の説明を受けました。委員からは、ひとつとして、1人当たりの医療費の動向や高齢化に伴う今後の対策について、ふたつとして、朝と夜の診療時間の違いなどの質疑があり、一定の答弁がされております。本案につきまして委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第42号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題として、下水道課長から、議案書に基づいて説明を受けました。委員からは、継続費補正の変更について、岡本汚水幹線の低入札調査価格での落札により変更されたものだが、3年間の費用割が同じパーセンテージでよいのか、工程や工期どおりの積算になっていないのではないか。ふたつとして、社会資本整備総合交付金の減額の内容と今後の動向についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされました。そののち、本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第43号 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題としました。福祉課長から、議案書に基づいて説明を受けましたが、委員から特段の質疑はありませんでした。本案についても委員にお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第44号 斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題としました。水道課長から議案書に基づいて説明を受けました。委員からは、台風12号の被害による支援で、職員を派遣した状況と経費についての質疑があり、これについても一定の答弁がなされています。本案について、委員にお諮りしたところ満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、２．その他についてを議題としましたが、委員から特段の質疑・意見はありませんでした。続いて、予算補正を必要とする事務事業についてを継続審査とすることを委員みなさんに諮らせていただき、手続きをとることといたしました。

以上が開会中に開催しました委員会の概要ですが、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをさせていただきます報告とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第３６号 斑鳩町暴力団排除条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３６号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第３７号 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第３７号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第３８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第３８号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第３９号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第40号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第40号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、今回の補正予算の中で問題があると考えているのは、債務負担行為として上げられている保育園の給食調理・洗浄業務委託についてです。

これまでも小・中学校の給食調理・洗浄業務を民間委託する際に食育としての観点は守られるのか、また問題が起こった際の対応や業者への指導など、民間委託に移行することについては問題があると指摘をしてきました。今回は、保育所の給食調理・洗浄業務を民間委託するということですが、私が感じている問題点について申し上げます。

まず1点目は、小・中学校以上に一人ひとりの子どもに対し丁寧な対応が必要になるという点です。小・中学校では大人数分の給食をつくるため、調理工程がライン化されており個別の対応が難しいため、アレルギーの対応をしようと思えば主に除去食ということで対応をされています。しかし、保育所の場合は、個別のアレルギー対応食をつくるということも含め、ゼロ歳児への離乳食やまた幼児食など発達段階に応じた一人ひとりの子どもに対しての調理が求められます。この点については、業者との契約の際に仕様書の中でどういう対応が必要か、こうした点で明記はされるでしょうが、果たして子どもたちにとってはどちらがいいのでしょうか。現在は、給食調理員の方がおられ、一人ひとりの園児の顔を覚えてくれている方もおられます。「きょうは〇〇ちゃん、風邪ひいて調子悪そうやったな」と子どもたちの体調にも気を配っていただくなど、より一人ひとりの子どもに合わせた食事対応ができ、子どもたちや保護者にも安心していただける給食が現在、提供できているのではないのでしょうか。そういった点では、民間委託をするよりも今後も直営でやっていくほうが望ましいと考えます。

2点目には、今回、そもそもなぜ民間委託をしようということになったのかという点で大きな問題があると感じています。昨年度、調理業務に従事をする臨時職員の年度途中での退職が相次ぎ、調理員の確保に苦労した、このことがきっかけになったというこ

とですが、この臨時職員さんの確保、特に給食調理員さんについては、これまで小・中学校の給食のほうでも非常に苦勞をされてきた。この点についてはいろいろお話もお聞きする中で、特に担当課の皆さんは本当にご苦勞されてきているということを感じています。また、給食調理員さんだけでなく、保育士さんや学童保育の指導員さんなどもなかなか応募がないということで、臨時職員さんが集まらないという状況があります。しかし、いろいろ調べていくとその原因について、私はひとつに大きく臨時職員というくりで見て、その賃金形態や雇用形態に問題があるのではないかと感じています。近隣と比較しますと、お隣、三郷町では勤続経験年数に応じて賃金が上積みされるシステムになっていますが、斑鳩町では1年目の方も、10年以上働いておられる方も賃金は全く変わりません。また、斑鳩町は毎年採用試験があり、職種によっては面接だけではない場合もあります。他町では余りそんな話は聞いたことはなく、斑鳩町で臨時職員の仕事をやろうと思うとそこがネックになるという話を実際にお聞きしています。時給などで見ますと近隣より低いということはありませんが、そうした他町にはないハードルを設けているのであれば、逆に他町よりも賃金に差をつけるなどして人材確保に努める必要があるのではないかと考えます。そうした状況の中で人材が他町に流れていってしまっている、そうした実態があるのではないかと考えます。また、この間、以前に臨時職員さんの賃金を一律10%カットする、こうしたことが行われてきました。これについては、議会のほうからもいろいろ意見があり、町としても年々戻してはきていますが、私はそうした町の臨時職員さんに対する姿勢が人材確保の障害になっているのではないかとこのように感じています。こうした実態がある中で、人材確保が厳しいからと安易に民間委託をし、問題解決を図ろうとするそのやり方については納得ができません。ましてや今回は、民間委託することによって、せっかく今年度で5人きていただいている臨時職員さんを来年度では減らすことになります。最初に申しあげたように、保育所の子どもたちのことを考えれば直営でやっていくほうが望ましいのに、わざわざ今いる給食調理員さんの数を減らしてまで民間委託をするというのも理解ができませんし、問題の本質が違ふと思います。なぜ臨時職員さんの確保でここまで苦勞をするのか、その点をもっと追及し、斑鳩町として質の高い保育を保っていただきますことを強く要望いたします。

以上、申しあげてきましたように、今回の一般会計の補正予算については債務負担行為で計上されている保育所の給食調理洗浄業務の委託について問題があり、改善を求める立場であるということをお申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、議案第40号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、賛成する立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算は、障害者介護給付・訓練等給付費や保育所の広域入所委託料の増額、老人憩の家の屋根改修等の費用、さらには待機児童を解消するため、あわ保育園の改装等に要する費用など、子育て支援の充実や町民の皆さんの生活に密着した予算が盛り込まれております。

また、保育園における給食調理・洗浄業務を民間事業者に委託するための債務負担行為の補正予算については、既に小学校や中学校においても、導入され数年経過しておりますが、適切に運営されているものと考えます。

保育園における導入についても、担当常任委員会や本定例会中の理事者からの説明や答弁では、保育者会への説明も行い、一人ひとりの離乳食やアレルギーへの対応などもしていただけていると思っております。保育園行事でも今までと同様に、民間事業者の方ですけれども対応していただけているというふうに思っております。以上のことも協力なども考慮されており、町の考えに理解できるものであります。

しかしながら、反対者がおっしゃったように、臨時職員さんへの対応について私も一つ苦言がございます。この案件に関しましても、せっかく臨時職員になっていただいた方々に対しまして、4月になっていただき、すぐに担当課のほうから説明がいったようでありますけれども、せっかく働いていただいた方に、いきなり入って数カ月で「もう来年度からなります。仕方がないのでよろしくお願いします」と、いくら正論を申しあげてもやはり向こうも人間ですので、もう少しそういう立場の弱い臨時職員の方々に配慮をしていただきたかったと思います。毎年、毎年、この時期にそういうことが各議員さんのほうにも上がってくると思います。そういうことのないように役場のほうも努力していただけてるとは思いますけれども、そういう心情に対してもっと配慮していただくようにつけ加えておきます。

以上のことにも配慮していただきながら、議案第40号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について賛成するものであります。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第40号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第41号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第43号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第44号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第45号 平成23年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第46号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第47号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、陳情第6号 要望書についてをお諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、満場一致で不採択といたしました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております、追加日程1、議案第48号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第9号「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書について、追加日程3、発議第10号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1、議案第48号、追加日程2、発議第9号、追加日程3、発議第10号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、議案第48号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、議案第48号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第48号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年12月22日提出

斑鳩町長 小城 利重

今回の町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図る地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に施行されましたことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただき、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。恐れ入りますが、議案書末尾の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例要旨をごらんいただきたいと存じます。

主な改正内容でございます。

平成24年1月1日以降の災害関連支出に係る「東日本大震災に係る雑損控除額等の特例」の適用としまして、個人町民税において東日本大震災により受けた資産の損失等の金額について、所得割の納税者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、町民税に係る雑損控除の適用を可能とする特例措置について、平成24年1月1日以降の災害関連支出についてもこの特例措置を適用するものでございます。

これは、本年6月に行いました町税条例の改正の中で、東日本大震災に係る雑損控除が本来ですと平成24年度分の個人町民税の課税の際の雑損控除の適用となるところを平成22年において生じた損失の金額といたしまして、平成23年度分の町民税に係る雑損控除への適用を可能とし、早期に被災者の負担軽減を図るための特例を設けましたが、今回の改正ではさらに平成24年1月1日以降に被災住宅に係る取り壊しや土砂の撤去等に係る費用、いわゆる災害関連支出がある場合には、申告書を提出する前日までの支出についても平成22年において生じた損失の金額として取り扱うことが可能となる特例を設けるものでございます。この改正規定の施行日は公布の日でございます。

なお、現時点における東日本大震災に係る雑損控除の特例の適用については、本町ではございません。

以上をもちまして、議案第48号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご可決をいただけますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致をもって可決いたされました。

次に、追加日程2、発議第9号 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番 宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは、発議第9号の「介護職員処遇改善交付金事業」の意見書を読まさせていただきます。

議案書をまず朗読させていただきます。

発議第9号

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度

以降も継続することを求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年12月22日提出

厚生常任委員会委員長 宮崎 和彦

内容は、朗読をもって説明とさせていただきます。

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度

以降も継続することを求める意見書

平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議がされているところです。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員処遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了するものとなっています。

来年度の介護報酬改定にあたり、この「介護職員処遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むものかが大きな焦点といわれています。

私たちは、次の2つの理由から、税金を投入している現在の「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求めます。第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。第二に、介護職員の処遇改善はいまだ改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いています。また、事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

つきましては、以上の主旨から、国ならびに関係機関におかれましては、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月22日

奈良県斑鳩町議会

以上で、発議第9号の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただ今の発議第9号の可決により、陳情第7号については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3、発議第10号 政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、まず議案書を朗読いたします。

発議第10号

政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に  
使うことを求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成23年12月22日提出

議会議員 里川宜志子

木澤 正男

それでは、次のページの意見書の朗読をもちまして、提案説明とさせていただきます。

政党助成金を廃止して、東日本大震災被災者救援に  
使うことを求める意見書

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れのなかで導入されました。1995年に実施されてから昨年までの16年間で26党に5038億円の巨費を助成しています。

ところが現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体から献金を受け取るようになっていきます。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものです。

また、昨年支給された政党助成金総額319億4200万円のうち、民主党は171億516万円、自民党は102億6381円で、党本部に占めるその割合は民主党83.8%、自民党70.9%となっています。このように、政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は、政党が国民から遊離し、政治家が国民目線を忘れ、国民の政治離れを作り出しているともいえます。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高が63億6683万円も基金として貯めこまれ、返納されていません。国民の税金は、本来、教育や医療など国民のために使われるべきです。しかも、国民の多くが貧困に苦しんでいる時に、政党が税金を食いつぶすことなど許されるものではありません。

3月11日に発生した東日本大震災では、1万人を超える死者や津波による壊滅的な被害を受け、未だに原発事故の収束の見込みさえない状態です。そのなかで苦しみを強いられている多くの被災者を考えるとき、この政党助成金を返納・廃止して、被災者救援に使うことが、最良の方法だと考えます。

以上のことから下記の通り要望します。

#### 記

- 一、違法性の高い残金は直ちに返還を求めること。
- 一、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者救援に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月22日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（嶋田善行君）本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第10号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

この政党助成金は、企業・労働組合・団体などから政党政治団体への政治献金を制限する対象として政治改革の中で議論され、平成6年に小選挙区と政党交付金の導入を柱とする政治改革の法律のひとつとして成立し、導入されました。この法律では、政党助成を行うにあたって必要な政党の要件、政党の届出、その他政党交付金に関する手続きのほか、政党交付金の使途の報告などについて法律により定められております。

そこで政党は、政党助成金が国民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、政党交付金を適正に適切に使用しなければならないとされています。この助成金の使途の適正については、使途の報告を通じて広く国民の前に明らかにして、国民の批判と監視のもとに置くことによりこれをはかることとされております。

また、その他不正な行為により政党交付金の交付を受けたときは、その行為をした者、またこのほか政党交付金の使途等に関する報告を提出せず、これに記載すべき事項の記載をせず、またこれに虚偽の記入をした者については、当然ながら政党助成法違反行為について罰則が設けられています。政党助成金は国民の皆様の貴重な税金などの財源で賄われており、使途については国民の皆様の信頼を損なうことのないよう各政党が責任を自覚し、当然ながら誤解のないよう法律に基づく運用をしていかなければなりません。

さて、今回の意見書の要望は、ひとつ目に違法性の高い残金は直ちに返還を求めるとのことですが、意見書には各政党の助成金額が示されており、国庫に返納すべき政党助成金の残金が63億6,683万円もの基金が返納されていないとのことで、この件につきましては、現行の法律により執行されております。また、返納につきましては、政党が政党助成制度に違反して政党交付金の交付の決定を受けた場合には、交付を停止し、返還を命ずるとされております。また、政党が解散等をした場合にも、政党基金の残高を超えた額の政党交付金の返還を命ずることができることもされております。助成を受けた政党がもし不正な行為を起こした場合、この法律に従い厳しく罰則を加えていく必要があります。また、この法律に基づく運用についていくつか問題点について指摘されているようなことがあれば、今後、協議を深め、見直しをし、改正し、住民にご理解をいただけるよう、わかりやすい制度となるよう改善すべきであると考えます。

2つ目に返納と廃止について確保した税金は、東日本大震災救援にあてるとのことですが、政党助成金はこの法律の目的に沿った使い方をしており、これを財源にあてることは余りにも性急であると考えます。また、返納と廃止を東日本大震災被災者救援と結びつけるのは別の次元であるとも考えます。また、東日本大震災被災者救援にあてるとのことですが、現に復旧・復興財源として既に3月28日、民主、自民、公明の3党が半年間で衆参両院の国会議員の歳費をひとり当たり300万円、月額50万円を削減することを合意し、歳費の改正法案成立後、復旧・復興財源にあてるために実施されております。しかしながら東日本大震災から9カ月以上が経過した現在、復旧・復興に向けた財源は限りなく必要となってきました。今後も議員みずからの身を削る思いで、被災者救援の財源のため、国会議員一人ひとりの歳費削減の継続を進め、また国会議員定数削減も視野に入れながら被災者救援のための財源寄与となるよう早急を実施することが先決ではないかと考えます。

よって、以上のことから本意見に対し、反対の意見とさせていただきます。

議員皆様のご理解をどうかよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第10号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書について、賛成の立場から意見を申しあげておきたいと思います。

まず、ただいま反対の方が意見をいろいろ述べられましたが、全くそもそもの政党助成金のあり方というものに対する考え方の違いがあるということが今、討論を聞いて非常に強く感じました。

まず私は、赤ちゃんからお年寄りまで1人250円。今年度では319億4,199万、これだけの金額を税金から投入する。税金を払っておられない方たちまで対象にした完全な人口で1人250円と決めて、どこの政党を支持しようが今の政治に不満を感じようがこういう形で政党に対して助成をしていくという、このそもそものところから、入り口のところから私たちはまず反対の意見を持っておりました。ですから、日本共産党はこの政党助成金は今まで全く受け取っておりません。

そしてこの法律の問題点としましては、受け取りを拒否しました日本共産党が受け取るべき政党助成金を国庫へ返納はしていただけなくて、残りの政党で山分けをするとい

うようなこういう制度になっております。この点についても、そもそもから私は問題があるというふうに感じてきた制度であるということを、まず申しあげたいと思います。

そして、一番問題にしたいのは、この政党助成金、ただいま申しあげました人口によって1人250円掛けられておりますが、実は昨年、国勢調査が行われました。この国勢調査で日本の人口が約28万8,000人増加したというふうに言われております。ということは、来年度からの5年間、国勢調査での人口でこれは支給が決まりますので、来年からの5年間は7,200万円が増額となって320億1,400万円というふうな今、概算予算要求が出ております。これを5年間、この金額でいくという形になるんですね。

ところが、皆さんもご承知のように、ことしは東日本大震災があり、また本県も被害を受けました台風12号。これらの災害で多くの方が亡くなり、行方不明になり、国勢調査の人口は大きく変動を来しております。それにもかかわらず、今後5年間、間違った数字のまま支払われる。このことも私は大きな問題だと考えております。

そして、先ほど反対者おっしゃられました、民主・自民・公明など、国会議員も身を切るといって歳費のカットのことなどはおっしゃっておられましたけれども、私は国民に所得税などの復興増税や消費税増税を言っておられるこれらの政党が、まずもって、この大切な税金である政党助成金をやめていくべきである。しかも、基金へとため込んだ大きな金額があります。先ほども出てまいりました63億6,683万円。この政党助成金の基金の残高のうち、民主党さんにおかれては、何と44億628万円を基金としてお持ちになってるんです。ですから、こういう、本来なら政党助成金は使い切ることを根本とされておりますが、その、私は基金というのは法律の抜け道だと思っております。この法律の抜け道である基金というようなものを使ってため込んでいるお金、これは即刻、私は国庫へ返還していただいてきちっと災害復旧のため、被災者の皆さんのために使われるべき私たちの大切な税金ではないかというふうに思っております。私たちの大切な税金がそのようにため込まれているということについては許すことができないというふうに思っております。

また皆さん、先ほど反対者もおっしゃられていました政党助成金というのは、使途についての報告書もきちっと上げていかなければならない。きちっと使われているとおっしゃっておられました。けれども、民主党のある国会議員さんのいらっしゃる支部で、5

年間に車の購入、運転手さんを雇い入れる、その車の部品代、タイヤ交換、車検費用、その車の保険代、こういうことに1,150万円も使っておられる。政党助成金で。

どうでしょうか、皆さん。岩手県の大槌町の68歳の女性のインタビューを聞いてみました。津波で家は全壊、自動車も2台失った。今、仮設住宅で暮らしている。私にはつまようじ1本すらこのらなかった。車のない生活で、私たち高齢者は動けない、この災害の中で動けない。こんなふうにおっしゃっておられる。でも政党助成金では逆に国会議員さん、歳費を減らすとか言いながらもそういうことにお金を使っておられる。そして私は、何よりもこの制度に逆に不満を感じるのは、いろいろ見ていきますとその用途なんですけれども、使い方の中で、政党は、私は、本来はみずから集めた資金で運営すべきであるというふうに考えているんですが、ところが選挙の供託金にまでこの政党助成金をあてているというケースがあるんです。どうでしょうか、皆さん。じゃあ、個人は、政党助成金をもらっていない個人は、自分で頑張ってお金をためて供託金を用意しなければ選挙に立候補ができない。でも、政党に所属さえしていれば、政党助成金で供託金を払ってもらえる。こういうところに違いが出てくることに、私は問題があるというふうに感じています。いろいろな問題点ございます。いろんな考え方もございます。でも法律ありきではなく、この法律に問題があるのなら、この問題を改正してでも、今、日本の国が何をやらなければならないのか、何が必要なのか、これを考えながら地方議会もそして国政も皆で力を合わせて復興に向けて頑張っていくときではないでしょうか。こんなため込んでいるお金、政党助成金そのものの問題は、今、百歩譲って棚に上げたとしても、最低でも、毎年この余った交付金は、もともとの税金なんだから国庫に返還して当たり前のお金なんだから、今すぐ復興に使うべきだと私自身は考えております。

そのことを強く皆さんにも訴えさせていただきまして、私のこの意見書に対する賛成意見とさせていただきたいと思えます。

どうぞ、委員皆様のご理解、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立少数であります。

よって、発議第10号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程 5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程 6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成 23 年第 6 回町議会定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申しあげます。

去る 12 月 5 日の開会から本日まで、斑鳩町暴力団排除条例についてをはじめ、本日追加議案として提出させていただきました、議案第 48 号 斑鳩町町税条例の一部を改

正する条例についてを含めまして、全13議案を提出させていただきましたところ、終始ご熱心にご審議いただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜り、心より感謝を申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

さて、平成24年は町制65周年という節目の年であります。新年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況の中ではありますが、第4次斑鳩町総合計画のさらなる推進に向けて予算編成に取り組んでまいりますので、今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

東日本大震災をはじめ、未曾有の災害に見舞われた平成23年も残すところあとわずかとなりました。寒さも一段と厳しさをます時期でもありますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よいお年をお迎えいただきますよう念じますとともに、新しい年は災害のない1年となることを祈念し、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成23年第6回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞さまでございました。

（午前10時49分 閉会）